

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について」
の一部改正について（案）

令和 3 年 9 月 日
自殺総合対策会議決定

自殺総合対策の推進に関する有識者会議において、新たな自殺総合対策大綱の案の作成に資するよう有識者から意見を幅広く聴取するため、「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について」（平成 31 年 3 月 5 日自殺総合対策会議決定）の一部を次の表のように改正する。

改正案	現行
<p>1 趣旨</p> <p>自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）<u>（以下、「大綱」という。）</u>に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、<u>施策の効果等を評価し、及び大綱の見直しに資するため、自殺総合対策の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するため、自殺総合対策の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>2～4 （略）</p>

自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について（案）

平成 31 年 3 月 5 日 自殺総合対策会議決定
令和 3 年 9 月 日 一 部 改 正

1 趣旨

自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）（以下、「大綱」という。）に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価し、及び大綱の見直しに資するため、自殺総合対策の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 会議の構成員は、厚生労働大臣が定める。
- (2) 会議は、厚生労働大臣が招集する。

3 庶務

会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室において処理する。

4 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
- (2) 「自殺対策官民連携協働会議の開催について」（平成 25 年 7 月 26 日自殺総合対策会議決定）及び「自殺対策検証評価会議の開催について」（平成 25 年 7 月 26 日自殺総合対策会議決定）は、廃止する。